

一般社団法人岡山工業会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山工業会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、岡山市北区今保103番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、工場の騒音、ばい煙、悪臭、用水の汚染等工業施設の社会一般に及ぼす弊害を調査研究し、その防止のために必要な施策を検討実施し、あわせて岡山地区産業の工業技術の向上と生産の合理化、設備の近代化等を行なうとともに、岡山地区の産業振興に資する事業、ものづくり産業の次世代を担う青少年の育成などを行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 工場の騒音、ばい煙、悪臭、用水の汚染等の調査研究及びその防止対策の検討実施
- (2) 設備近代化のためのあっ旋指導
- (3) 生産技術の向上のための指導及び従業員の技術指導
- (4) 講演会、講習会及び展示会の開催並びに刊行物の発行
- (5) 模範工場の視察調査
- (6) 第1号及び第2号の事業実施のための金融助成、並びに融資保証
- (7) ものづくりを通じた青少年育成事業
- (8) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同し入会した者をもって会員とする。

2 会員を分けて次の2種とする。

- (1) 普通会員 入会金を納めた者で毎年会費として1万5千円以上を納めるもの
- (2) 名誉会員 本会に対して特に功労があった者、又は学識経験者で理事会で推薦した者

3 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法律」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の普通会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(入会金)

第7条 入会金は、1口1万円とし、1口以上を納めなければならない。

(会費)

第8条 普通会員は、会員になったとき及び毎年度、会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しない。

(任意退社)

第9条 会員は、本人が退会の申し出を行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 普通会員にあつては、総普通会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 会費を2年以上納入しないとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について議決するものとする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了の日から2箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要ある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する普通会員は、理事長に対し、総会

の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総普通会員の議決権の3分の1以上を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事のなかからその総会で選出された議事録署名人2名以上が、これに記名押印する。

(議決権の代理行使)

第20条 本会の普通会員は、代理人をしてその議決権を行使せしめることができる。

- 2 代理人は、本会の会員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1名を理事長、3名を副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 4 理事長をもって法律上の代表理事とし、専務理事をもって法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長の命をうけ常時会務を処理する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会が予め定めた順番で、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席することを要し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ

ったものとみなす。

(議長及び議事録)

第31条 理事会においては、理事長が議長となる。

2 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

(顧問)

第32条 本会に任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に対して特に功労があった者の中から、理事会において選任する。

3 顧問は、本会の運営上必要な事項につき、理事長の相談に応ずる。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

(その他)

第41条 この定款の施行について必要事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は湯浅信夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。